

## 特別休暇制度

2024年も早くも1か月が経とうとしておりますが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。  
企業によっては年末年始に特別休暇を設けているところもあり、10日以上休暇を取られた方もおられるのではないのでしょうか。また一方で、給与の締め支払の関係から年始早々に出勤なさった方もおられるかと存じます。今月はそんな「特別休暇制度」について取り上げます。

### そもそも特別休暇とは

各企業が福利厚生として付与する休暇制度です。法律上付与が義務付けられた年次有給休暇等とは異なり、付与条件や有給・無給の取り扱い等を自由に決めることが出来るため、法定外休暇と呼ばれることもあります。

### 特別休暇のメリットと注意したい点

特別休暇のメリットとして、ワークライフバランスの向上、従業員の健康やエンゲージメントへの寄与が見込まれ、よりメリハリのある働きかたが実現でき、生産性の向上につながることが期待できます。また、ユニークな休暇制度を設けることによって、採用時のアピールポイントとなることもあります。  
注意点・懸念点としては、休暇が増えることによる業務負荷の増加や、法定の年次有給休暇の取得率が低い場合は、特別休暇制度があまり活用されないおそれがあります。

### ユニークな取り組み事例

社内の特別休暇の活用実態や、法改正によって法定休暇に変更があった場合など、特別休暇制度を見直すことがあるかと思えます。ユニークな事例をいくつか紹介します。

**同性パートナー制度**（凸版印刷株式会社）：配偶者を持つ従業員を対象とした慶弔休暇や諸手当に関する制度を同性パートナーや事実婚パートナーにも適用する

**推し休暇**（アリス保育園ほか）：推しのアーティストのイベントなどについて休暇取得可能

**失恋休暇**（株式会社チカラコーポレーションほか）：失恋翌日から取得可、年代別に取得日数に段階あり

弊社で承ったご相談でも、2022年10月から産後パパ育児が創設されたことにより、出産・育児に関連する特別休暇を変更したり、より多様な働きかた・休み方を実現するために制度を見直すことがありました。特別休暇は就業規則の記載事項にもなりますので、制度見直しの際は、MRパートナーズにお気軽にお問い合わせください。

法定休暇と法定外休暇の例

法定休暇	特別休暇（法定外休暇）の例
年次有給休暇	慶弔休暇
生理休暇	夏季・年末年始休暇
産前産後休暇/育児介護休業/ 子の看護休暇/介護休暇	病気休暇

## MRパートナーズ部署紹介 「給与推進部」をご紹介します♪



今回ご紹介する給与推進部は、主に給与・賞与計算や年末調整業務を担当しております。給与システムの設定支援等を通じて給与関連業務のDX推進も支援しております！

### 編集後記

令和6年能登半島地震の被災者の皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。先日、弊社サテライトオフィスにて4月改正の労働条件明示に関する勉強会を実施いたしました。お忙しいところご参加いただきました皆様に改めてお礼申し上げます。今後も類似の企画を行いたいと考えておりますので、気になるテーマなどございましたらお気軽に申し付けください。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

